

# 平成 17 年度 事業計画書

自 平成 17 年 4 月 1 日  
至 平成 18 年 3 月 31 日

社団法人 日本化学工業協会

# 目 次

I. 全体の事業計画	1
II. 委員会の活動計画	2
1. 総合対策委員会	2
2. 広報委員会	2
3. 国際活動委員会	7
4. 税制委員会	8
5. 経済委員会	8
6. 電力委員会	9
7. 労働委員会	9
8. 技術委員会	11
9. 環境安全委員会	11
10. ICCA対策委員会	18
III. 自主事業の活動計画	21
1. 研修センター	21
2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)	22
IV. 関連組織の活動計画	24
1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)	24
2. 化学標準化センター	25
3. 化学製品 PL 相談センター	27
4. 危険品貨物情報室	27
5. 化学兵器/産業検証連絡会	28
V. 事務局共通事項	29
1. 情報化の推進	29

# 平成 17 年度(社)日本化学工業協会事業計画書

## I. 全体の事業計画

(社)日本化学工業協会は、「産業と社会の共生・共栄」の基本理念のもと、健全なる業界の発展・わが国の繁栄・国民生活の向上への貢献などを使命として活動を行っている。また、国際化学工業協会協議会(ICCA)に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸問題の解決に自主的に取り組んでいるが、平成 16 年度は、以下のような重要課題に対応した。

- ・化学物質の環境・安全性問題については、レスポンシブル・ケア活動の継続強化に加え、化審法改正、大気への揮発性有機化合物の排出および危険物輸送に係わる対応、SPEED'98 改定、ユーザーのグリーン調達への対応を始めとする取り組みを推進した。また、欧州における REACH システムに係わる対応では、日欧におのおの協議会を設立、さらには ICCA メンバーとして、HPV や LRI など化学品安全性に関する国際的共同自主研究の推進、化学品の分類および表示に関する世界的調和システム(GHS)対応、さらには日中化学官民対話への積極対応を図るなど、国際活動にも注力した。
- ・調査・研究および研修・教育活動では、リスクアセスメント簡易ソフトの完成と提供開始、PRTR 法に基づく国の公表データへの対応などの実践的な活動を行った。
- ・広報活動では、産官学 NGO による化学物質と円卓会議への参加、夢・化学-21 キャンペーン推進と国際化学オリンピック派遣、会員向の「広報 NET」や化学業界団体・広報連絡会の実施など、情報の共有化、広報活動の向上を目指し推進を図った。
- ・地球温暖化問題をめぐる対応では、化学産業団体 6 団体による協議会を立ち上げ、自主行動計画の推進、環境税創設反対等の活動を行った。

しかしながら、化学産業を取り巻く環境は、化学物質の安全性に係わる世界的な規制強化の動きが強まりつつあり、日化協においても協会活動のさらなるコスト・パフォーマンスを意識しつつ、より積極的に対応を進めていく必要がある。このような状況下、平成 17 年度、日化協としては次の項目を重点課題として、協会事業目的の達成と会員ニーズの充足に向けた効率的活動を推進していく。

- ・環境・安全性問題についての内外での取り組み強化
- ・研修・教育活動など自主事業の拡充
- ・広報・広聴活動の充実化
- ・地球温暖化対策についての取り組み強化
- ・化学業界団体再編の更なる推進

[※文中の英文字の解説は、次ページ以降の本文注で解説する]

## II. 委員会の活動計画

### 1. 総合対策委員会（事務局 総務部）

#### (1) 企画および運営の方針

化学産業界全体としての政策提言力や情報発信機能の強化拡大を図るため、化学関係団体相互の連携を強化し、業界団体としての業務の拡充に努め、さらに国際分野での活動を通じて国際的プレゼンスも高める。

#### (2) 活動計画

本年度も2回の定例会合（秋のICCA<sup>1</sup>総会前と明春の次年度事業計画・予算案作成時）を開催するほか、国際的な化学物質規制の問題など、重要課題について必要に応じて随時会議を開催することとする。

また、下部組織である総合対策委員会幹事会ならびに同ワーキング・グループ（通称「部長会」）を適宜開催し、時々の懸案事項に取り組んでいく。

### 2. 広報委員会（事務局 広報部）

#### (1) 企画および運営の方針

個別企業の取り組みでは効率性の問題が生じるような広域(国際も含む)への活動や学会などとの活動、あるいは消費者、学生、オピニオンリーダーなどの不特定多数および政府などを対象とする活動を中心として、化学産業に対する社会全体の信頼の維持・向上に資する広報・広聴活動を積極的に展開していく。

また、最近の傾向として、市民、NGO、マスメディア、ユーザー業界、行政当局などの利害関係者(ステークホルダー)との間で、環境、化学品安全などの科学的事項を含む多彩なテーマでのコミュニケーションを通じて、相互理解を深めることは非常に重要性が増大している。活動にあたっては一般の方々の理解を得るため、より分かりやすいツーウェイコミュニケーションを試みる。

このような観点より、次の6点を重点課題とする。

I. 化学産業の社会・産業発展への貢献および日化協の活動に対する認知向上と理

---

<sup>1</sup> ICCA : International Council of Chemicals Association (国際化学工業協会協議会)

解促進。

- II. 環境・化学品安全に関する広報・広聴活動の強化、化学産業の将来に係わるかもしれない諸問題の迅速な察知とコミュニケーションにおける適切な対処。(科学的議論の推進と、産業界の見解・取り組みやリスクとベネフィットの理解の促進)
- III. 会員企業のニーズに則した広報・広聴サービスおよび協力・連携。
- IV. 他の化学業界団体との連携を強化し、化学業界全体の広報活動の効果拡大・効率化を図る。
- V. 世界の化学工業界の一員として、一貫性のあるメッセージの発信と業界の共通利害の主張。
- VI. 次世代に対する(広報)活動の実施。

また、業界としての政策提言力や情報発信機能の強化・拡大などを目的に、中・長期的な広報活動のミッション・基本方針の見直しと効率・充実化を、委員会内の広報活動部会などを通して行っていく。

## (2) 活動計画

重点課題 I に関して

### 1) 化学産業に対する理解の増進

昨年度調査実施した化学産業の PR ポイント整理による材料などを活用し、ウェブサイト上で化学産業の PR ページの充実を図る。

### 2) 定期刊行物の発行や印刷物・ウェブサイトによる化学産業動向や日化協活動などの紹介

- ① 日化協のウェブサイトを一般の人にさらに見て頂けるよう大幅な改訂を実施中であるが、本年度も引き続き内容面の充実を図る。
- ② 「グラフでみる日本の化学工業」2005年版の発行と2006年版の作成準備を行う。
- ③ 化学産業の動向(データ集)に関するウェブサイトの充実を図る。

### 3) ステークホルダーに対する広聴活動の一層の推進

化学業界のさまざまなステークホルダーであるオピニオンリーダーなど(マスメディア、アナリスト、学会、官庁、NGO、化学製品のユーザーなど)に対して広聴活動を実施し、今後の化学業界各社・日化協の広報活動や方針作成の一助とする。また、円卓会議やさまざまな活動で知り合った NPO や、化学製品 PL 相談センターやレスポンシブル・ケア活動関連の消費者活動などのアドバイザーメンバーとの対話の促進を図り、分かりやすい広報活動の一助とする。

#### 4) マスコミへの積極的な PR

協会のニュースをニュースリリース作成・配布や取材設定によりマスコミに報道されるよう活発に働きかける。また、記者とのコミュニケーションをさらに増やし、広報・広聴活動に役立てる。

重点課題Ⅱに関して

#### 1) 環境・化学品安全問題への対応や産業界の自主的活動の広報

##### ① 化学工業の将来に係わる問題への対応

内分泌かく乱化学物質の問題にとどまらず、EUにおける REACH<sup>2</sup> (化学物質規制)法案や日本の NGO の化学物質に関する法の制定の動き、さらには食品安全の観点からの化学品の規制の動きなど、化学工業の将来に係わる問題が国内外で起きている。そのため、それぞれの問題に関して、日化協は関係先や社会に対し分かりやすい主張(ニュースリリース作成・配布や取材の設定、意見のウェブサイトへの掲載、刊行物の発行など)をしていくとともに、メディア対応(定期的意見交換やプレスブリーフィングの企画・実施)、キーマンや関連する NGO との接触、講演会の開催、関連シンポ・セミナーへの参加・対応、政府当局への広報・広聴などを実施していく。特に、12月に行われる内分泌かく乱化学物質の国際会議には国際的な連携のもとで引き続き対応していく。

##### ② レスポンシブル・ケア活動(JRCC)のより積極的な広報

レスポンシブル・ケア活動は化学業界の広報活動の大きな柱であることに鑑み、レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)の10周年記念事業の実施など広報活動に積極的に協力し、広報活動を支えていくこととする。

##### ③ LRI<sup>3</sup> や HPV<sup>4</sup> などの活動に関する広報

適時、的確なニュースリリースの作成・配布や取材の設定・実施を行うとともに、リーフレットの作成・配布などに対しても協力していく。

##### ④ NGO、消費者団体との積極的な対話を実施

化学業界団体では、日化協を含め消費者団体や NGO との対話を積極的に行っているが、団体同士で情報交換を行い、NGO のセミナーや対話集会への参加はもちろん、個別な対話、広聴活動も積極的に行う。

##### ⑤ 食の安全連絡会

---

<sup>2</sup> REACH : Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals

<sup>3</sup> LRI : Long-range Research Initiative

<sup>4</sup> HPV : High Production Volume(高生産量化学物質)

食の安全性に関する問題が大きな行政課題の一つになっている。化学品もその対象の一つであるため、化学の業界団体で情報を共有し、必要に応じて対応策を講じるために、一昨年度、食の安全と化学物質に関する連絡会を設立した。引き続きこのネットワークを生かし、行政やNGOの動きを注視し、対応していく。

## 2) 『環の国づくり』化学物質と環境円卓会議への対応

市民、行政、産業が環境リスク低減のための情報を共有し、相互理解を深めるためのコミュニケーションの場である本会議の成功に向けて「化学工業界の環境・安全への取り組み」に関する最新情報の提供、制作物の配布などとともに、広報・広聴活動を継続的に実施していく。

## 3) 環境税反対に関する広報活動

環境税に反対する世論喚起に多少なりとも貢献するため、化学産業団体・地球温暖化対策協議会や経済広報センターの環境広報タスクフォースと連携し、化学産業の地球温暖化対策に対する広報活動を強力に実施する。

## 4) 関係省庁との情報交換会の開催の継続

重点課題Ⅲに関して

### 1) 広報NETの充実

一昨年度、会員サービスとして広報NETを立ち上げたが、経営に役立つ情報・さまざまな広報活動に役立つ情報やノウハウなど、会員のニーズに沿った内外の関連情報のホット配信を継続する。

### 2) 広報研修会の実施

昨年度から開始した広報研修会についてはワーキング・グループでテーマを検討し継続実施する。

### 3) 社内報・電子社内報用の原稿の作成・配布

有害化学物質に対する国内外の規制の現状と今後の動向や環境ホルモンなど話題を呼んでいる化学業界共通のテーマについて、分かりやすい有識者へのインタビューなどの原稿を作成・配布し、会員企業(団体)の従業員や家族に対する啓蒙活動の一助とする。

重点課題Ⅳに関して

### 1) 化学業界団体の広報連絡会の実施

一昨年度からスタートし化学業界の主要団体で設立した化学業界団体広報連絡会は、業界団体同士の情報やさまざまな広報活動のベストプラクティスの共有化、合同講演会の実施を行っているが、さらに次の二項目など協力実施できることを

行い、広報効果の拡大と効率化を図る。

2) 東京都の中高教諭に対する環境教育の実施

夏休みの二日間、東京都教育委員会が主催する中高理科教諭 40 名に対する環境教育カリキュラムに協力し、日化協を中心とする化学業界の 7 団体で教育内容を提案し、講師派遣などを実施する。

3) 化学産業に関するポータルサイト作り

「エンドクリン」「リサイクル」「地球温暖化」などのテーマ毎のポータルサイトを他の化学業界団体や会員企業と協力して作成する。

重点課題Vに関して

1) 海外諸団体・業界団体との関係強化および ICCA の広報活動との連帯

環境・化学品安全問題に関する情報交換や ICCA コミュニケーションの基本方針をベースとしたレピュテーション広報の連帯強化を図る。

2) ウェブサイトの英文版の充実

3) ICCA などの海外情報の充実

重点課題VIに関して

1) 「夢・化学-21」キャンペーン事業

現在の本事業の活動の柱は「実験体験」型の活動と次世代の科学技術を担う人材の育成を目的とした高校生向けの「全国高校化学グランプリ」「国際化学オリンピック」の二つである。後者については、昨年度から「国際化学オリンピック」への助成金を付与されることになったが、本年度からはさらに国内予選大会である「全国高校化学グランプリ」に対しても一部助成金が付与されることになったので、さらに活動の充実を行う。昨年度、夏休み子供化学実験ショーについて子どもゆめ基金から助成金を獲得できた。本年度も夏休みの実験ショーを含め 4 件について助成金の申請を行っており、本事業の充実を図っている。

- ① 子ども向けイベント：夏休み子供化学実験ショーの継続開催(8月 20～22 日、日本科学未来館)のほか、科学技術館などでの週末実験教室の実施、企業の研究者によるやさしい科学技術解説などを実施していく。本事業は全国展開が一つの課題であるが、昨年度より開始した全国・科学技術館へ会員企業の化学製品をもとにした実験材料やマニュアルの配布事業の継続と全国の科学館との交流をより強化していく。さらに、会員のニーズに合わせた諸活動を行う。
- ② 刊行物・電子媒体関係：夏休み子供化学実験ショーでの実験などを活用し今年度も『バーチャル・ラボ』(ウェブサイトによる実験の動画配信)の充実を図る。

- ③ 次世代育成事業：昨年度「国際化学オリンピック」参加二度目で日本代表の高校生が金メダルを初獲得したが、本年の台湾・台北へも引き続き参加する。「全国高校化学グランプリ」の開催についても、継続して実施する。

### 3. 国際活動委員会（事務局 国際業務室）

#### (1) 企画および運営の方針

日本化学産業の通商問題、アジア問題に関し、国内外において国際交流を深め、情報・意見の交換とグローバルな協力関係を推進する。WTO ドーハラウンドおよび地域／二国間自由貿易協定(FTA)は、日本化学産業にも甚大な影響を与えることに鑑み、国内外の化学関連協会および経済産業省との情報・意見交換や連携を通して、十全な対応を図る。中国、ASEAN 諸国との対話・交流を深める。

#### (2) 活動計画

- ① WTO ラウンドにおける関税の分野別ハーモに関して、ICCA および政府において、我が国化学産業の意向が反映されるよう努める。フォーミュラカットに関しても、内外の各方面にわたる動きを注視しつつ、タイムリーに政府への意見具申を行う。WTO ラウンドにて取り上げられる化学産業に係わる諸問題、特に環境と貿易、アンチダンピングなどについても、政府に働きかけるとともに、ICCA としての統一見解に反映させるよう努める。
- ② ASEAN 諸国や韓国との地域／二国間自由貿易協定(FTA)の交渉に関して、関連協会団体と調整し経済産業省に具申する。
- ③ WTO、FTA において議論されている原産地規則について、前年に引き続き化学業界としての意見をとりまとめ、具申する。
- ④ 中国との対話を進め、貿易摩擦など、両国間の問題解消に努めるとともに、両国化学産業の交流促進を図る(本件は、日中化学産業交流連絡会で進める)。
- ⑤ 以下の会議への参加を通じて、経済産業省とも連絡をとりつつ、アジアの化学工業との交流を図る。
  - WGCI<sup>5</sup> (日本・アセアン化学産業の官民対話プログラム)
  - ACIC<sup>6</sup> (アセアン化学工業クラブ会議)

---

<sup>5</sup> WGCI : Working Group for Chemical Industry

<sup>6</sup> ACIC : Asean Chemical Industry Club

- APEC<sup>7</sup> 化学ダイアログ

⑥ 通商ネットでタイムリーに有益な情報を流し、メンバー会社に対するサービスの向上に努める。

## 4. 税制委員会（事務局 産業部）

### (1) 企画および運営の方針

化学企業の活性化や国際競争力強化と、そのための事業構造改革と新たな事業の創造に取り組む観点に立ち、当業界の要望を取りまとめ、平成18年度税制改正要望として関係当局に提出してその実現に努める。同時に、産業振興政策に係わる新たな税制の創設や環境税制などの議論については、情報収集および調査研究を行い、的確に対応していく。

当委員会に税制運営ワーキング・グループを置きこれらを推進する。

### (2) 活動計画

- ① 平成18年度税制改正要望へ向けて、日本経済団体連合会や化学関係諸団体と連携を取りながら、企業税制に関する情報収集および化学業界への影響などの調査研究を行い、当業界の要望を取りまとめ、9月度日化協理事会の承認後、財務省、総務省、経済産業省などに提出する。
- ② 国税および地方税などの関係法令、通達などの改廃に関する情報収集・調査研究を行い、適宜説明会などを開催する。
- ③ 各種情報や関係資料などを適宜会員に提供する。

## 5. 経済委員会（事務局 産業部）

### (1) 企画および運営の方針

会員企業の経営判断に資するため、経済動向の調査分析と関連情報の提供および講演会の開催などを行う。企業経営を巡る課題に対応するため、商法など検討部会、安全保障貿易管理検討部会、規制緩和検討部会において調査研究などを行い、必要に応じ意見要望を取りまとめる。

---

<sup>7</sup> APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

## **(2) 活動計画**

- ① 一般経済動向および化学工業経済動向について、関係官庁、調査機関などから情報を収集しさらにその分析などを行い、日化協のウェブサイトや経済ネットなどを活用して、それらを随時会員に提供する。
- ② 経済動向、経済・経営課題および法令の制定改廃などについて、会員を対象に専門家などによる講演会、説明会を年数回開催する。
- ③ 安全保障貿易管理に関し、外為法に定められた規制の遵守および合理的運用を目的に部会委員の意見・情報交換などを年2回程度行う。
- ④ 規制緩和に関し、過去の要望の達成状況などを検討して規制改革・民間開放推進会議に対し要望を提出する。

## **6. 電力委員会（事務局 産業部）**

### **(1) 企画および運営の方針**

化学企業の多様な電力課題と電気事業改革に対応するため、広く情報収集、調査研究を行う。その一環として電力アンケート調査を行い、化学企業の現状・意見を把握し、当業界の意見・提言などを取りまとめる。

### **(2) 活動計画**

- ① 電力料金制度の見直し、自家発電の効率運用、電力安定供給の確保などに関する当面の電力課題について、情報収集および調査研究を行う。
- ② 会員企業を対象に電力アンケート調査を実施し、平成17年度の高圧需要への自由化範囲拡大の影響、卸電力取引市場および系統利用ルールの運用状況などにつき意見・提言を取りまとめ関係方面に提出する。

## **7. 労働委員会（事務局 労働部）**

### **(1) 企画および運営の方針**

化学工業における重要な人事・労務問題について検討・協議するとともに、諸労働法制・行政指針などの見直し・立法化に際し意見反映を図っていく。

また、労働組合との適切な関係の維持・発展、人事・労務の将来を担う人材の育成事業の企画・実施、会員各社へのタイムリーな情報提供などの活動をしていく。

運営にあたっては「労働委員会」のほかに「労働委員会幹事会」(委員長、副委員長、事務局で構成)を適宜開催し、時々の課題に柔軟に対応していく。

## (2) 活動計画

### ① 労働法制見直し、行政施策への対応

平成 17 年度は社会保障制度全般の見直しを始め、諸労働法制、指針などの見直し・立法化が進められるが、会員へ速やかに情報提供するとともに日本経団連を通じてもしくは直接行政に化学業界としての意見を伝えることにより政策への反映を図っていく。

### ② 化学労働組合への適切な対応

ICEM・JAF(日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会)化学委員会との労使懇談会の継続実施(第 29 回、第 30 回)。

環境問題などについて JEC 連合(化学総連ブリッジ加盟)、UI ゼンセン同盟との適切な関係の維持・発展。

### ③ 人事・労務の将来を担う中核人材の育成

平成 17 年度の人事・労務の中核人材育成は、平成 12 年度、平成 15 年度に続き国内における企画とし、「人事・労務部門の中堅スタッフ育成セミナー」を実施する。

これまでより若い中堅層(35 歳前後)を対象とし、「経営環境、法的環境、行政の考え方が大きく変化していく中、人事・労務部門の担当者としてどのように考え、どのような施策を打つのかを、具体的なテーマを例に、多様な観点から基本に戻って考えていく」ことにより、参加者の成長への一助となることを狙いとしている。

### ④ 産業別高齢者雇用推進事業への取り組み

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構の産業別高齢者雇用推進事業に取り組んでいく。

3 年計画(平成 17 年度～平成 19 年度)で高齢者雇用推進ガイドラインを策定し、会員会社が諸施策を検討・実施するにあたり参考となるよう普及を図る。

平成 17 年度は機構の主催・予算で実施し、平成 18 年度～19 年度は日化協で推進する。

### ⑤ 日化協会会員への有効な労働情報の提供

会員各社からのニーズ・問合せに的確に対応するとともに、以下により各社およ

び厚生労働省、日本経団連などの諸労働情報の集約・提供を行う。

- ・ 化学工業各社労働条件定期調査
- ・ 情報 BOX(FAX)での最新情報提供
- ・ 日化協ウェブサイトによる情報提供ならびに調査

## 8. 技術委員会（事務局 技術部）

### (1) 企画および運営の方針

地球温暖化防止対策の推進および日化協技術賞の表彰対象業績の選考を行う。また、必要に応じて技術的話題を中心とした講演会などの行事を開催する。

### (2) 活動計画

#### 1) 地球温暖化対策ワーキング・グループ

本ワーキング・グループでは、CO<sub>2</sub>、HFC などの温室効果ガス排出抑制について、「自主行動計画」のフォローアップ調査を行う。地球温暖化に関する内外の動向を把握するとともに、経済産業省、環境省の各種審議会などにおける地球温暖化の審議会や日本経団連の委員会、ワーキング・グループを通し、化学業界の意見を国の施策に反映させる。また、京都議定書発効により温暖化大綱の評価・見直し「京都議定書目標達成計画の策定」に格上げされることに関連して予想される環境税、排出量取引など京都メカニズムに対する新たな施策への化学業界としての対処方法を検討する。またこの問題について、昨年度立ち上がった「化学産業団体・地球温暖化対策協議会」および「地球温暖化対策関係団体連絡協議会」とも緊密な連携を継続していく。

#### 2) 技術賞表彰

第 38 回日化協技術賞(総合賞、技術特別賞、環境技術賞)表彰を行う。

## 9. 環境安全委員会（事務局 化学品管理部・環境安全部）

### (1) 企画および運営の方針

- 1) 化学工業における環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品安全の取り組みに万全を期すため、国際的、国内的な環境・安全に係わる諸問題について、最近の動向の把握と周知を図るとともに、化学業界の立場と意見の反映を図り、環境・安全に

関する自主活動を、関係諸団体・機関と連携し推進する。

- 2) 環境安全委員会の事業を推進するために、環境・安全の諸問題の受け皿および対策の推進母体として環境部会、保安防災部会、労働安全衛生部会、化学品安全部会を適宜開催し、対応を図るとともに、各部会の範囲を超える課題についてタスクフォース形式のワーキング・グループを設置し事業の推進を図る。
- 3) ICCA 対策委員会および他の業務委員会、関係ワーキング・グループと協力して、ICCA、BIAC<sup>8</sup>、OECD<sup>9</sup>、国連の各機関などの国際機関の環境・安全に関する諸活動に積極的に参画・関与し交流を図るとともに化学業界への取り組みの反映を図る。

## (2) 活動計画

### 1) 運営幹事会

環境安全委員会の各部会に横断的な事項を検討し、委員会の運営の機能化・効率化を図る。各部会の活動状況を掌握・補佐し、環境安全委員会としての活動方針を審議して環境安全委員会(または環境安全委員長)に諮る。

### 2) 環境部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケア活動の中核となる、自主管理による大気、水質、土壌などへの有害物質の排出実態の把握と削減対策の推進、産業廃棄物の削減・リサイクルの促進などに係わる進捗状況の把握と対策推進を図る。
- ② 部会に設置されたサブ・ワーキング・グループを中心として、環境関連法規制および環境関連行政の動向を把握し、適切な対応を図るとともに、自主的な取り組みの推進にも反映させる。

<活動計画>

- ① 環境排出量・移動量調査(PRTR<sup>10</sup>)の推進(PRTR サブ・ワーキング・グループ)
  - ・ 日化協 PRTR 調査の継続実施
  - ・ PRTR 法に基づく届出(第3回)対応公表データにおける化学工業、日化協の位置付け、前年度との比較などの解析など
  - ・ PRTR 対象物質の自主的リスク管理計画の推進
- ② 大気環境に係わる取り組みの推進(有害大気汚染物質自主管理グループ)

---

<sup>8</sup> BIAC : The Business & Industry Advisory Committee to the OECD

<sup>9</sup> OECD : Organization for Economic Cooperation and Development

<sup>10</sup> PRTR : Pollutant Release & Transfer Register

- ・第2期有害大気汚染物質自主管理計画(12物質ならびに化学関連4地域)のフォローアップと排出削減の推進
  - 第2期最終年の報告書作成と結果の評価、ならびに今後の取り組みに対する日化協としての意見集約と反映
- ・VOC<sup>11</sup> 排出規制対応
  - VOC規制に対する日化協としての意見集約と法制化への対応
  - ・その他の大気規制動向把握と必要な対応
- ③ 水環境に係わる対応(水質サブ・ワーキング・グループ)
  - ・水生生物保全環境基準の運用などに係わる対応
  - ・その他の水質規制動向把握と必要な対応
- ④ 産業廃棄物・リサイクルに係わる取り組みの推進
  - ・産業廃棄物削減自主行動計画の推進継続、産業廃棄物調査の実施(CJC<sup>12</sup> 調査、経団連調査)
  - ・廃棄物処理法の見直し、改正の動きに対する対応
- ⑤ 土壌汚染対策法施行後の対応
- ⑥ その他の環境に関する課題
  - ・ダイオキシン、PCB関連規制(ダイオキシン類の新たな発生源規制など)の動向把握と必要な対応、ならびにその他のPOPs<sup>13</sup>に関する規制動向の把握と必要な対応

### 3) 保安防災部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケアの一環として製造・物流に係わる安全の確保に必要な指針・要領などを普及する。
- ② 危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、各種保安規則・基準への対応およびその周知徹底を図るとともに、事故防止のための自主的取り組みの強化を図る。
- ③ 国連危険物輸送専門家委員会(UNCETDG<sup>14</sup>)、国際海事機構(IMO<sup>15</sup>)などの国際機関の会合などに参加し、危険物に関する国際動向を把握し、周知徹底を図るとともに、国内危険物輸送に関する対応を図る。

<sup>11</sup> VOC：揮発性有機化合物

<sup>12</sup> CJC：Clean Japan Center 財団法人クリーン・ジャパン・センター

<sup>13</sup> POPs：Persistent Organic Pollutants(高残留性有機汚染物質)

<sup>14</sup> UNCETDG：United Nation Committee of Experts on the Transport of Dangerous Goods

<sup>15</sup> IMO：International Maritime Organization

- ④ 分類調和ワーキング・グループと連携して、GHS<sup>16</sup> の国内での実施に向けて保安防災および危険物輸送に関する対応を図る。
- ⑤ 国内危険物輸送について、関連法規と国連勧告との整合を関係諸団体と連携し推進する。

<活動計画>

- ① 保安防災に係わる規則、基準などの改訂に伴う重要情報の会員への周知と、必要により関係官庁への働きかけを、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会などと協力しながら行う。
- ② 危険物事故防止のため、会員会社の自主的活動計画の策定を推進し、事故防止のための情報の共有化を図る。
- ③ 化学業界としてイエローカードの普及啓発に努めるとともに、緊急時応急措置指針を活用した個品対象の容器イエローカード(ラベル方式)の導入を促進する。また関係省庁・業界への協力を行う。(危険物輸送サブ・ワーキング・グループ)
- ④ 船舶・航空輸送に関する国内外への対応(危険品貨物情報室の事業活動を含む)を図るとともに国内危険物道路輸送に関する関係保安法規ならびに指針・要領などの普及、セミナーによる啓発の推進を図る。(危険物輸送サブ・ワーキング・グループ)
- ⑤ 保安防災サブワーキングにおいて、GHS 中の物理化学的危険性と危険物輸送に関して会員企業への啓発を行うとともに、GHS の国内での実施にあたっての問題点の整理、政策提言について分類調和ワーキング・グループを支援する。
- ⑥ GHS の国内導入のタイミングと連動して、国内の危険物輸送に関する国内法(消防法、毒劇法、高圧ガス保安法など)と国連勧告との整合について会員企業と協力して対応を図る。

#### 4) 労働安全衛生部会

<企画および運営>

- ① 労働安全衛生に係わる法規制、基準などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見の反映を図る。
- ② 労働災害防止のためのシステムとして、OSHMS<sup>17</sup> の普及、定着を図る。
- ③ 国際機関の動向を把握し、これに対する適切な対応を図る。
- ④ 化学業界の労働安全成績に関する自主的調査を継続的に実施し、安全衛生水準向

---

<sup>16</sup> GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

<sup>17</sup> OSHMS : 労働安全衛生マネジメントシステム

上のための施策に役立てる。

<活動計画>

- ① 労働安全衛生に関する法律、政令、規則、通達などの改正に伴う重要な情報を会員に伝達し、必要に応じ意見の調整、関係省庁との折衝などを行う。特に本年度は多くの改正が予想されるので、時期・内容を含めて適切な対応を図る。
- ② 石綿製品の代替化を推進する。(石綿代替化検討 ワーキング・グループ)  
「石綿障害予防規則」施行に伴う会員の石綿製品代替化に関する課題の解決に努力して、協会全体として代替化の推進を図る。
- ③ OSHMS への対応  
日化協・新労働安全衛生管理指針の普及啓発を行ない、OSHMS の普及、定着を図る。また OSHMS に係わる他の業界の情報などを会員へ伝える。
- ④ 労働安全衛生実態調査の実施、および報告書の作成
- ⑤ 厚生労働省、中災防の化学物質管理などの委員会に参画して、必要な意見を述べるとともに情報を会員へ伝達する。
- ⑥ その他関係団体と情報交換・連絡、調整、交流(参加、推薦を含む) など

## 5) 化学品安全部会

<企画および運営>

- ① 化学物質管理に係わる法規制、基準・試験方法などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見の反映を図る。
- ② 環境安全委員会およびICCA対策委員会に直結する大型タスクフォース関連以外の国内・海外法規制の動向把握と対応を図る。
- ③ 環境安全委員会に直結して設置されている分類調和ワーキング・グループとの連携を図る。

<活動計画>

- ① 日本・各国法規制の動向把握と対応
  - ア) 既存化学物質安全性点検推進への対応および改正化審法施行への対応（「化学物質総合管理に関する研究会」、化審法サブ・ワーキング・グループ）
  - イ) 新規化学物質の登録制度の国際相互認証作業への対応（化審法サブ・ワーキング・グループ）
  - ウ) MSDS<sup>18</sup> のJIS改訂対応、作成指針の改訂(MSDS サブ・ワーキング・グループ)

---

<sup>18</sup> MSDS : Material Safety Data Sheet

- エ) 化学物質の法規制データベースの維持と拡充（化学品情報サブ・ワーキング・グループ）
- カ) 海外(中国)法規制への対応(化審法サブ・ワーキング・グループ)
- ② 危険有害性およびその試験法に係わる情報把握と対応
  - ア) MSDSライブラリーの普及・拡充（化学品情報サブ・ワーキング・グループ）
  - イ) OECDテスト・ガイドラインの動向把握と対応（化審法サブ・ワーキング・グループ）

## 6) 安全表彰会議

＜企画および運営＞

- ① 優れた安全成績をあげた日化協または JRCC の会員事業所および会員関連事業所を表彰し、その努力と成果を広く発表し業界全体の安全意識の高揚、安全対策の向上を図る。
- ② 安全に関する所定の資格要件に合致する日化協法人会員事業所の無災害事業所申告制度の推進を図る。

＜活動計画＞

- ① 安全に係わる模範的な活動を行い、かつ安全成績の優秀な事業所の表彰候補の審査
- ② 安全表彰事業所を中心とする安全管理活動状況発表＜安全シンポジウム＞
- ③ 無災害事業所申告制度の推進

## 7) エンドクリンワーキング・グループ

＜企画および運営＞

- ① 内分泌かく乱化学物質のスクリーニング試験法および確定試験法の開発動向を配慮しつつ、エンドクリン問題への対応を図る。
- ② エンドクリン問題への対応基本方針ならびに政策の決定および試験・研究などに関する ICCA との対応を担当する。

＜活動計画＞

- ① 広報関連
  - ・ 広報戦略の提案および広報部門のサポート。
- ② ICCA、行政動向への対処、ならびに業界支援
  - ・ SPEED'98<sup>19</sup> の 2004 年度改訂(第 2 回目)後の行政動向の把握と対処。

---

<sup>19</sup> SPEED'98 : Strategic Program for Environmental Endocrine Disruptors'98

### ③ エンドクリン研究関連

- 国内外の研究動向の調査ならびにフォロー。
- 日化協 LRI エンドクリン研究に対する助言およびサポート。

## 8) 分類調和ワーキング・グループ

### <企画および運営>

GHS については、OECD(健康・環境有害性の分類)、UNCETDG (物理化学的危険性の分類)および ILO (危険有害性の情報伝達)におけるそれぞれの作業が 2001 年の 6 月をもって終了し、これらの結果は統合され、国連経済社会理事会に新たに設けられた GHS 専門家小委員会(GHS-SC)において、2003 年 7 月には、国連勧告が発効し、2005 年 7 月には、一次修正が認められる予定である。

各国政府においては、関連法規・規則類を GHS に合致するように速やかに改定し、遅くとも 2008 年までには世界全体が GHS で統一される予定である。

分類調和ワーキング・グループでは、GHS の日本への導入にあたって、情報の収集とともに、業界の意見の反映を図る。

### <活動計画>

- ① 引続き GHS-SC に参加し、意見の発信と情報の把握に努める。
- ② GHS 導入に向け、既存の各法律との整合化が課題となる。国内での実施へ向け、関係省庁への意見具申を行う。
- ③ GHS 分類・表示ガイドラインを作成し、説明会の開催など、会員企業への啓発を推進する。
- ④ OECD における新規エンドポイントに関する作業について、意見の発信と情報の収集に努める。

## 9) ユーザー対応ワーキング・グループ

### <企画および運営>

「グリーン調達」はユーザー業界に限らず広く普及しつつあり、国際的にその手法を統一する動きもある。しかし、状況は流動的で化学業界の負担が増すことも考えられ、このような状況を十分に考慮しながらワーキング・グループの企画・運営を行う。

- ① 内外の法規制やユーザー業界、行政の動きなどの情報を収集・解析して化学業界としての対応策を検討する。
- ② グローバルな観点からの対応策を検討する。
- ③ 化学業界独自の合理的な仕組みの構築と定着を検討する。

＜活動計画＞

- ① 電気・電子業界、自動車業界などのユーザー業界、ならびに行政との意見交換を促進する。
- ② 化学業界・ユーザー業界双方にとって合理的なシステムの構築を検討する。
- ③ 化学業界の管理ガイドラインを整備し、管理を支援する組織の検討と設立を検討する。
- ④ 欧米の化学業界と協力し自動車業界、電気・電子業界への対応を行う。
- ⑤ 関連団体との共同作業を推進する。

**10) リスクアセスメントシステム開発**

＜企画および運営＞

- ① 事業者が化学物質の自主管理活動の中で、化学物質を取扱う際の様々リスクを科学的手法により定量的に評価し、管理しうる方法を開発する。
- ② NEDO受託事業（平成11年-15年）により、上記目的の化学物質の総合的リスク評価システム（ソフトウェア）を完成させ、広く一般に普及を図る。

＜活動計画＞

- ① NEDO 受託事業（平成 11 年-15 年）を終了、当初の目的をほぼ達成するシステムが完成したが、ユーザーの使いやすさを重点的に考慮し、必要な画面改良を加える。
- ② 完成したシステムの宣伝活動、説明会開催、および内容などの問合せに適宜対応する。
- ③ 本システム開発に携わったソフトウェア会社とともに、本システムを商品名「Risk Manager」として販売する。またそのユーザーフォローアップも実施する。

**10. ICCA 対策委員会（事務局 化学品管理部）**

**(1) 企画および運営の方針**

本年も、HPV と LRI の活動を中心に、環境安全委員会他の委員会と連携しながら取り進める。

**(2) 活動計画**

**1) ICCA HPV イニシアティブ**

OECD の HPV プログラムに ICCA HPV イニシアティブとして 2004 年末までに

1,000 物質の有害性評価文書を提出する予定であったが、諸般の事情から 2004 年 11 月開催の SIAM<sup>20</sup> 19 時点で評価完了は 263 物質、コミットメントした物質が 905 物質という結果であった。

この状況のもと、昨年 11 月の OECD 合同会議では 2010 年を目標として新たに 1,000 物質の HPV を評価するプログラム(日本政府提案)が政府間で合意されたが、ICCA としては現在作業中の 1,000 物質を早期に完了させることを最優先課題として継続的に努力することを OECD に対し言明している。

したがって、国内では前年度に引続き、現在進行中の ICCA HPV イニシアティブの更なる推進を図る。

今年度は以下の業務を重点課題とする。

- ① 日本企業が参画している物質について、進捗状況の確認と促進を図る。
- ② OECD、BIAC との連携を深め、既存化学物質の安全性評価プロセスの効率化を図る。
- ③ ICCA HPV イニシアティブの進捗状況をフォローし、情報提供する。
- ④ 欧米の HPV 始め既存化学物質の評価に関連する諸活動をフォローし、情報提供する。

## 2) Long-range Research Initiative (LRI)

ICCA への的確な対応により欧米との協調を図り、遅滞なく LRI を推進する。

- ① LRI 業務スケジュール(以下に示す)に従い、日化協 LRI を取り進める。

・平成 17 年度研究について

平成 17 年 2 月 : 研究分野毎にテーマを決定し、募集要項を作成する。  
全体会議開催。

3 月－5 月 : 研究公募

6 月－7 月 : 研究審査

8 月 : 採択研究決定、キックオフ会議

9 月 : 研究開始

11 月－12 月 : 研究モニタリング

・平成 16 年度研究について

平成 17 年 8 月 : 平成 16 年度研究終了

9 月 : 平成 16 年度研究報告会、研究成果入手・査読

---

<sup>20</sup> SIAM : SIDS Information Assessment Meeting

1月：研究成果まとめ

2月：年報の発行(Annual Report 2005)

- ② 平成 17 年度は、「内分泌かく乱物質」、「神経毒性」、「化学発がん」、「過敏症」の 4 分野間の予算配分をフレキシブルに行い、かつ、研究テーマを現行の 4 分野以外に拡大することについても検討する。

Global Strategy として決定された Bio-monitoring Project への対応に着手する。

### 3) その他

ICCA・BIAC の国際活動をフォローし、日本の意見を発信する。

今年度は主として以下の項目に重点を置く。

- ① UNEP<sup>21</sup> が 2005 年末に作業完了を予定している SAICM<sup>22</sup> への対応
- ② 欧州の新しい化学物質規制法 REACH の法制化の動向をフォローするとともに、国際貿易および域内日系化学企業の観点から、内容の適正化のため、REACH 条文改正などの働きかけを欧州議会・欧州閣僚理事会・欧州委員会に対して行う。  
(本活動は「日化協 REACH 対応協議会」および「欧州日系化学企業 REACH 対応協議会」が主体となって実施する。)
- ③ ICCA Global Product Strategy 作業グループへの対応  
化学物質の製造から末端製品に至る全サプライチェーンにおける化学物質管理が世界的に求められてきている状況のもとで、ICCA 全体の規範となる Product Stewardship の戦略の構築を目指す。(2001 年理事会にて採決された ICCA の Global Chemical Management Policy の具体化を含む。)
- ④ POPs (ストックホルム条約)のフォロー
- ⑤ 国内では、一昨年の改正化審法施行を契機に、その推進を求められている既存化学物質の完全性点検について、環境安全委員会との連携を深める。

---

<sup>21</sup> UNEP : United Nations Environment Programme(国連環境計画)

<sup>22</sup> SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management

### Ⅲ. 自主事業の活動計画

#### 1. 研修センター

##### (1) 企画および運営の方針

当研修センターは、平成5年6月に設立され、ISO9000、ISO14000シリーズに基づき、化学企業における品質・環境マネジメントシステムの構築、内部監査員・外部審査員の養成、相談・アドバイス業務を実施し、会員企業における品質・環境マネジメントシステムの向上に貢献してきたが、これらの研修を審査登録のための研修ではなく化学業界の業務革新につながるような研修を提供していく。

一方、当協会では、これまで、各種の調査・研究などの事業の成果を、セミナー、講習会などを通じて化学業界に還元してきた。今後は化学品の環境安全管理の手法を実務で活用していくための要員育成が必要となっており、セミナーのような一方的な情報提供だけでなく、実践的なトレーニングによる研修を新たに行っていくなど、事業領域の拡大を図る。

##### (2) 活動計画

- ① 化学業界の業務革新につながる品質および環境マネジメントシステムのレベル向上のための教育・研修事業

ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズによる品質および環境マネジメントシステムについて、内部監査員研修コースなど各種の研修コースを開催する。また、前年度に引続き、関西化学工業協会との協力のもとに関西地区での開催も行う。

昨年度は、企業にとって実効のある品質マネジメントシステムの運用および内部監査を実施することに資する目的で、トップマネジメントコースおよび内部監査員のためのブラッシュアップコースを新たに設けたが、本年度も引続き実施していく。

- ② 審査員研修事業

品質マネジメントシステム審査員研修コースを、英国の認定機関である IRCA<sup>23</sup> の認定を受けている英国 AXONBYWATER 社の研修コースを中心に実施する。

- ③ 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)研修事業

平成12年度に開発した、日化協労働安全衛生指針に基づく OHSMS 研修コースを企業各社各現場に直接出向いて行う出張研修形式にて対応する。

---

<sup>23</sup> IRCA : International Register of Certificated Auditors

#### ④ 改善審査の実施など(従来の予備的審査の名称変更)

企業などにおける、ISO 規格に基づく品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムの第三者審査登録の受審準備、さらには初期登録後の課題であるパフォーマンスの継続的改善を目指す企業などの支援を目的とする審査を引続き実施していく。このため、審査の名称を改善審査と変更する。

なお、審査員研修コースの修了者が審査員となるために必須の審査経験を付与する場を提供する。(審査は ISO19011:2002 に基づき実施する)

#### ⑤ 相談・アドバイスなどの実施

企業などの要請に応じ、品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステム構築などの具体的な実施方法についての個別の相談・アドバイスや、オン・サイトでの講演、講習会などの開催を前年度に引続き実施していく。

#### ⑥ 化学品の環境安全管理などの実務要員養成事業

化学業界を取り巻く社会状況より、今後は化学品の環境安全管理の手法を実務で活用していくための要員育成が必要となっており、日化協で実施してきた各種の調査・研究などの事業の成果を基に、実践的なトレーニングによる研修、例えば、「労働安全衛生のリスクアセスメント実行要員の養成」、「定量的リスクアセスメント要員の養成」など、新たに研修コースを企画・構築し実施していく。

## 2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)

### (1) 企画および運営の方針

ISO 規格に基づく認定に関しては、これまで環境関係の試験所の認定が中心であったが、平成 16 年度は飲料水、RoHS<sup>24</sup> 指令に基づくプラスチック中の有害物(Cd)の分析およびアルコール類の分析など分野が多様化してきた。今後とも人の健康と安全に係わる試験分野の認定の要求が増加するものと期待される。本年度はこれらの分野での認定業務を積極的に進める。計量法に基づく特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成 16 年度はフォローアップ調査を実施したが、本年度は 3 年毎に実施することが義務付けられている更新審査を開始する。

また、試験所認定制度の広範な理解を得るために、説明会の開催あるいはマスコミへの情報提供、およびインターネットを利用した広報活動を積極的に行っていく。

---

<sup>24</sup> RoHS : Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electric equipment

## (2) 活動計画

### 1) 認定審査の実施

平成 16 年度は、ISO に関する審査の実績見込みは拡大審査および維持審査を含めて 45 件である。ISO 規格に基づく平成 17 年度の新規認定審査申請受付目標を 7 件とする。また、維持審査は拡大審査を含め 33 件を、および再審査を 9 件予定している。特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成 16 年度はフォローアップ調査を中心に 12 件の審査を実施した。平成 17 年度は 3 年毎に受審することが義務付けられている更新審査の 7 件を中心に全体で 9 件の審査を予定している。

### 2) 認定審査の効率化および充実

- ① 審査指針の拡充
- ② 審査進捗管理表および計画表の有効活用
- ③ 試験所認定センターのスタッフの拡充

### 3) ISO/IEC 17011 および ISO/IEC 17025(改訂)への対応

認定機関が運用すべき規格である ISO/IEC Guide 58 が改訂されて ISO/IEC 17011 が制定された。また、認定審査に適用している ISO/IEC 17025 が改訂されたことから JCLA の品質システムの見直しや公開文書の見直しをワーキング・グループを中心に実施する。

### 4) 特定計量証明認定機関

本年度は第 1 回目の更新審査を開始する。

### 5) 広報活動

- ① 試験所認定制度の普及と理解を深めるためのセミナーの実施を計画する。(試験所認定機関連絡会と共催)
- ② マスコミなどへの情報提供などにより、一般のデータ利用者へ試験所認定制度の啓発を図る。
- ③ インターネットを利用した JCLA の紹介および認定審査に関する情報の公開を推進する。

### 6) 内部監査およびマネジメント・レビュー

内部監査は規定に従い、半年に 1 回実施する。実施時期は 9 月および 2 月とし、これらの結果を来年度のマネジメント・レビューにつなげていく。

### 7) APLAC(アジア太平洋試験所認定協力)

APLAC からの情報の活用と相互承認に対する検討を開始するほか、総会への参加および各委員会活動に参加する。

## IV. 関連組織の活動計画

### 1. 日本レスポンシブル・ケア協議会（JRCC）

#### (1) 企画および運営の方針

当協議会は今年4月で設立10年が経過した。今年度は今までのJRCC10年の歩みを振り返り、その成果をまとめ、今後の課題を整理する。特に、2000年に作成した中期計画(2001年～2005年)の最終年にも当たるため、それも併せ考え次の中期計画の作成を行う。

通常活動としては、さらに社会からの信頼が得られるよう、レスポンシブル・ケア活動(RC)の透明性を高め、社会とのコミュニケーション促進を目指して平成17年度は、下記に重点に置いた活動を行う。

- ① RCの認知度アップとRC活動のさらなる普及を図る。
- ② RC活動の情報開示とコミュニケーションを促進する。
- ③ グローバルなRC活動、特にアジアにおける指導的役割を果たす。
- ④ パフォーマンスの継続的改善を行う。

#### (2) 活動計画

##### 1) 10周年記念行事の開催

###### ① RC関連CD-ROM(またはDVD)の作成

ビジュアル映像化した解説ツールを作成する。考え方・実施方法・歴史・成果・企業の活動事例などを盛り込み、RCを分かりやすく説明する。JRCCの各種行事、顧客・行政・近隣住民などが会員企業の工場見学時に、また、会員企業の従業員教育などに利用を図る。

###### ② 10周年記念講演会の実施

10周年のお祝いの意味も加味し、RCの認知度アップにつながるよう、10年の活動成果をアピールし、さらにRC活動の普及啓発を狙った講演会を実施する。

##### 2) 情報開示とコミュニケーションの促進

###### ① RC報告書の発行と報告会

化学産業、化学製品に対する人々の関心が高まっている中、レスポンシブル・ケア活動の状況を報告し、理解を得ることは重要な活動の1つとなっている。情報開示として、「RC報告書」を発行する。内容としては具体的な取り組み事例を

多く盛り込んだ、興味を持てる報告書作りを目指す。また、出来上がった報告書の内容については報告会を開催し、会員企業のみならず会員外、例えばユーザー業界にも参加を募って紹介し、コミュニケーションを図る。

## ② 対話活動

情報開示、コミュニケーションの重要方策である地域対話、市民対話を継続し、実施する。特に消費者対話、学生対話の充実を図る。

対話スキル能力アップを狙った研修を行い、企業の人材育成の支援を行う。

## ③ 広報活動

JRCC ニュースの定期発行、ウェブサイト、イントラネット(RC ネット)などによる情報発信を継続する。

## ④ 検証活動

RC 検証を充実させ、活動の信頼性、妥当性の評価を高める。

## 3) RC 活動の更なる普及

RC 活動の普及については、上記「2) 情報開示とコミュニケーションの促進」の活動と不可分であり協同して取り進めるとともに、以下の活動を実施する。

### ① 会員交流会

会員同士の情報や意見の交換と交流を通じ、RC 活動の質の向上を目指して会員交流会、勉強会を開催する。この場へ会員外企業の参加も募り RC 活動の実際を紹介し普及を図る。

### ② グローバルな RC 活動、アジアにおける RC 活動の推進

ICCA の RC リーダーシップグループのメンバーとして、最近増加しているアジア各国からの RC 活動協力要請を受け支援する。今年フィリピンで開催される APRC 会議に積極的に参加する。

また、11 月東京で RCLG<sup>25</sup> を開催する。

## 2. 化学標準化センター

### (1) 企画および運営の方針

化学業界共通の標準化課題への取り組みおよび標準化の推進を図るとともに化学分野のニーズに対応した標準化調査研究を実施する。また、田中 ISO 会長のバックアップを積極的に行う。

---

<sup>25</sup> RCLG : Responsible Care Leadership Group

## (2) 活動計画

### 1) 標準化活動における共通課題への取り組み

協会内、国および民間機関の委員会活動を通じて、国内標準および国際標準に係わる化学業界共通の課題に対処する。

#### ① (社)日本化学工業協会(化学標準化センター)：

総会、運営委員会、運営委員会幹事会、標準化・広報委員会、環境管理システム規格委員会(ISO 環境マネジメントシステム規格対応)、品質マネジメントシステム規格委員会(ISO 品質マネジメントシステム規格対応)など

#### ② 日本工業標準調査会：

総会、適合性評価部会、国際専門委員会、環境・資源循環専門委員会、一般化学技術専門委員会、化学製品技術専門委員会など

#### ③ (財)日本規格協会：

ISO 上層対応委員会、品質マネジメントシステム規格国際対応委員会(ISO 品質マネジメントシステム規格)、環境管理規格審議委員会(ISO 環境マネジメントシステム規格)、標準委員会など

#### ④ その他の民間機関：

(社)産業環境管理協会 (ISO 環境マネジメントシステム規格、ISO 環境水質試験規格関連の委員会)、(財)日本適合性認定協会(認定制度の運営関連の委員会)、(独)産業技術総合研究所(標準物質関連の委員会)など

### 2) 国際標準化活動

ISO/TC47(化学)国内委員会で、国際規格の改正案、新規提案、ISO/TMB 関連事項などへの対応を行う。ISO/TC47 国際幹事国として、ISO/TC47 における標準化業務の推進を図る。

### 3) 標準化情報の収集と伝達

経済産業省などの行政機関、民間の標準化機関、国際標準化機関などにおける国内・国際標準化の動向および関連委員会、セミナーなどの開催について、専門誌、インターネットなどで情報収集に努め、電子メール通信、日化協ウェブサイト(化学標準化センターページ)への掲載により、会員に迅速に情報提供を図る。また、化学標準化センターの活動状況については、会員に月次報告を行う。重要な国内・国際標準化の課題・動向については標準化・広報委員会で報告する。

### 4) 標準化調査研究の実施

化学業界のニーズを踏まえた標準化調査研究テーマを検討する。

### 3. 化学製品PL相談センター

#### (1) 企画および運営の方針

当センターにおける最近の相談傾向を分析すると、消費者からの相談が占める割合が増加傾向にあり、平成16年度は実に半数以上が消費者からの相談であった。そのうちの約4割が化学製品による事故・苦情で、残る6割は一般的な問い合わせであったが、例年、特に化学物質・化学製品の安全性に関する問い合わせが多く寄せられている。

本年度も、当センターで受け付けた相談の背景にある消費者の意向を的確に把握して業界に伝達していく一方、化学製品の安全な使い方などの情報を提供して消費者啓発を促していくことを目的に、運営協議会やサポーターティングスタッフの指導・助言のもとに、日化協 広報部、同 化学品管理部、JRCCなどと連携して、以下の活動に取り組んでいく。

#### (2) 活動計画

- ① 化学製品による事故・苦情の相談や問い合わせに対応し、化学製品への消費者の理解促進を図る。
- ② 関係官庁、各地の消費生活センター、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に係わる商品の業界団体などとの連携に基づき、消費者問題や製品安全問題に係わる情報の収集に努める。
- ③ 毎月ウェブサイトにて新規掲載する『アクティビティノート』などにおいて、受付相談事例および対応内容を公開して、業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いた情報提供により、化学製品による事故の未然防止・再発防止および化学業界のイメージアップを図る。

### 4. 危険品貨物情報室

平成12年度に開始した危険物航空貨物の問合せ相談業務は、航空会社や航空貨物代理店を対象に会員制(有料)で実施しているが、平成13年9月の米国テロ事件、アフガン、イラク戦争後の社会不安などの影響で、相談業務の社会的ニーズは依然として高い。

本年度は航空貨物に関する本業務を維持強化する一方、会員の増加に努力し航空貨物輸送の安全の向上に寄与する。

## 5. 化学兵器 / 産業検証連絡会

昨年度に引き続き経済産業省、OPCW<sup>26</sup> からの情報収集、担当連絡者会の開催による情報提供など、情報交換・提供を中心とした活動を行う。

---

<sup>26</sup>OPCW : Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons

## V. 事務局共通事項

### 1. 情報化の推進

#### (1) 企画および運営の方針

- ① 日化協の情報ネットワークに対し、外部からの攻撃が増えつつある現状に対応し、より安全、確実なセキュリティ管理を行うとともに、情報システムの更なる効率化を図る。
- ② 日化協ウェブサイトを中心とした会員および一般向けの情報提供サービスの向上に努める。
- ③ 化学業界団体再編構想に基づき、六甲ビル入居化学関係団体ネットワークの有効利用を図る。

#### (2) 活動計画

- ① 円滑な事務局業務が遂行できるよう、情報システムの管理を行う。
- ② 広報部とともに日化協ウェブサイトの全面改訂を行い、利用者が必要としている情報を、簡単に見つけ出せるサイト構築を図る。
- ③ 日化協で作成した各種調査報告や作成したレポートなどを電子化し保存する。ウェブサイトで公開するだけでなく、必要に応じ、会議資料として CD-ROM などのメディアでも提供する。
- ④ 団体会員に対して情報化システムおよびセキュリティ対策に関するサポートを行う。
- ⑤ 六甲ビル入居化学関係団体の統合システムを活用し、共有が可能な情報の検討を行う。